

## 2027年度認可保育所整備に関するQ&A

No.	質問	回答
(1) 整備場所・整備形態について		
1	既存の建物を活用し、内装等の工事を行って、保育所として整備する方法は認められますか。	運営事業者が確保した建物（賃貸物件）を改修工事し、認可保育所を整備する手法についても募集しています。詳しくは、募集要項のP1.「2.募集する施設」をご確認ください。
2	開所時期を変更することは可能ですか。	入所の周知や手続き等がありますので、開所の時期を変更することはできません。
3	近隣に既存の教育・保育施設がある場合、応募できない等の制約はありますか。	近隣住民等への対応と同様に、既存の教育・保育施設の運営事業者に対し、応募前に十分説明し、理解を得ることが必要であると考えます。
4	賃貸物件を活用する場合、運営事業者と不動産所有者、市との契約関係はどのようになりますか。	賃貸借契約は、不動産所有者と運営事業者の間で締結していただきます。
5	賃貸価格交渉は運営事業者と不動産所有者が直接行う必要がありますか。	市は価格交渉には関与しません。地域の水準に照らし、適正な金額設定をお願いいたします。
(2) 運営実績について		
1	株式会社や特定非営利活動法人は応募できますか。	児童福祉法第35条第5項各号に掲げる基準を満たす法人格を有していれば、株式会社や特定非営利活動法人も運営主体として応募資格を満たします。

2	東京都と神奈川県での運営実績がないと、応募ができないのはなぜですか。	今後の保育ニーズの状況により、同一法人が運営する施設間での調整が可能となるよう、近隣で保育施設等がある法人としています。
(3) 募集地域について		
1	今回の募集地域は、どのように設定されたのですか。	保育ニーズを算定し、今後も待機児童が多く見込める南町田グランベリーパーク駅周辺を、募集地域として設定しました。
2	所有地が土地区画整理完了済みの生産緑地の場合、応募にあたって制限はありますか。	担当課である土地利用調整課等へ、個別に確認をお願いいたします。
3	生産緑地でも応募することは可能ですか。	可能ですが、その場合は生産緑地の解除や、その他農地転用などの手続きが必要となり、数ヶ月の時間を要する可能性があります。募集要項で定めている開所日までに開所が可能であるか、十分事前調整及び検討を行ったうえで応募してください。
(4) 建物や設備について		
1	認可保育所に必要な設備を教えてください。	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則等、募集要項に記載している関係法令をご確認のうえ、遵守するようにしてください。
2	東京都の計画承認後に、整備計画を変更することは可能ですか。	原則、東京都の計画承認後の計画変更はできません。やむを得ず変更する必要がある場合は、速やかに町田市までご連絡ください。大きな変更になると、再度計画承認の手続きが必要となる可能性もありますので、ご注意ください。

3	区画された専用の医務室を求めるのはなぜですか。	保育環境向上のため、休養や処置のために柔軟に対応できる、感染症対策を踏まえた、区画された専用の医務室を求めます。
(5) 定員設定について		
1	1歳児から5歳児までを対象としているのはなぜですか。0歳児を含めた定員設定は認められないのですか。	現在、市の待機児童は1歳児がほとんどを占めているため、1歳児から5歳児までを対象とした定員設定を求めています。0歳児を含めた定員設定は、認められません。
2	定員100人規模の場合の、保育園の年齢別内訳を教えてください。	在園児の持ちあがりについて考慮したうえで設定し、事業計画にてご提案ください。
3	99名以下・101名以上の定員設定で応募することは可能ですか。	正確に100名でなくても応募はできます。なお、整備費の補助金は、定員100名の施設を整備することを想定して予算編成を進めます。
(6) 応募書類について		
1	様式はどこでダウンロード出来ますか。	町田市ホームページにて、様式等のダウンロードが可能です。
2	「設置者の概要書（2）運営している保育所等」及び「指導検査一覧表」には、運営事業者が運営する施設全てを記載する必要がありますか。	法人で運営されている教育・保育施設を、認可・認可外問わず、全て記載してください。欄が足りない場合は、別紙での提出を認めます。 なお、「指導検査一覧表」には、指摘事項がなかった施設も含め全ての施設の検査状況を記載し、結果通知を添付してください。

3	現在運営している施設が複数ありますが、全ての運営規程を提出する必要がありますか。	運営規程は、1施設のみの提出で結構です。今回は認可保育所の公募のため、認可保育所の運営規程を優先して提出してください。施設類型ごとの優先度は、認可保育所>認定こども園です。
4	「事業計画書」や「設立趣意書」に、写真等の画像を掲載してもよいですか。また、行の高さを動かしたり、フォントサイズ等を変更しても構いませんか。別紙で資料を添付することは可能ですか。	写真等画像の掲載は可としますが、運営事業者を特定できる情報には、副本においてマスキングが必要です。枠の高さやフォントサイズ、別紙での追加資料添付は一切認めません。示された様式のまま、その枠内で収まるよう記載してください。また、印刷した際の文字切れにもご注意願います。
5	「運転資金の保有を証明する書類」は、新園設置後の運転資金のことを指しますか。また、期間等、基準はありますか。	新たに整備する認可保育所の運転資金を指しています。具体的な基準はありませんが、年間事業費の1/12程度の資金を保有していることを目安としてお考えください。
6	副本のマスキングは、どこまで行えばいいですか。例えば「事業計画書」に園での様子の写真を差し込む場合、園児の顔の部分もマスキングする必要がありますか。	選考の際、副本を選考委員に配布するので、事業者が類推されるような情報については、マスキングしてください。園児の顔のマスキングは不要ですが、写真に園名が写り込んでいる場合は、その部分のマスキングが必要です。
7	「理事・役員等一覧表」の「代表者との関係」について、役員が親族等で構成されていない場合は、どのように記載をすればいいですか。	親族関係がない場合は、空欄で提出していただいても構いません。
(7) 補助金について		
1	整備費の自己負担部分について、市からの融資を充てることはできますか。	市からの融資はありません。

2	整備費補助金の交付時期を教えてください。	2028年5月頃になる見込みです。 なお、補助対象経費については、2027年12月頃までには、確定させるようにしてください。
3	運営事業者ではなく不動産所有者が整備した場合でも、補助金の交付対象となりますか。	自己所有物件型・賃貸物件型いずれの手法においても、運営事業者ではなく不動産所有者が整備を行った場合は、補助対象にはなりません。
4	運営費について、どの程度になるか金額の目安を教えてください。	市で個別に運営費の試算は行いません。「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」及び「町田市民間保育所運営費支弁要綱」を基に、各自で算出してください。 なお今後、運営費等の見直しにより変更が生じる場合がありますので、予めご留意ください。
5	整備費に、示されている以上の加算はありますか。	別紙2の「整備費補助」の補助基準額には、国の基準額を超えて都及び市が補助する額も含まれており、市から補助する最大額を示しているため、認められません。
(8) 開設までの準備について		
1	整備予定地の近隣住民等への説明会は、町田市・運営事業者・不動産所有者の三者で行うこととなりますか。	近隣説明会等を運営事業者の責任において行い、理解と協力を得られるようにしてください。説明方法については、運営事業者の判断で近隣説明会、戸別訪問又はお知らせの投函等を行ってください。なお、工事実施の案内だけでなく、保育所を開設することについても、説明をお願いいたします。

2	<p>施工業者は、どのような方法で選定すればいいですか。</p>	<p>一般競争入札にて選定していただきます。公告文等は運営事業者を作成していただきますが、町田市も内容を確認し、入札時には立ち会います。</p>
3	<p>入札にあたり、町田市内の業者を複数入れなければならない等の制限はありますか。</p>	<p>市内業者に関する制限はありません。</p>
(9) 閉所について		
1	<p>閉園時の建物解体又は原状回復等の費用に対する補助金がありますか。</p>	<p>建物解体費用・原状回復費用については、運営事業者の負担となります。市からの補助金はありません。</p>
2	<p>建物の耐用年数経過前に保育所を廃止又は建物を除去した際、返還金が生じる可能性があるとのことですが、不動産所有者の都合から更新できない契約を締結した場合にも、返還金が生じますか。</p>	<p>補助金を活用して施設整備をした場合、契約内容に関わらず、財産処分の際に返還金が生じる可能性がありますので、十分検討をお願いいたします。</p>
(10) その他		
1	<p>今後、町田市で認可保育所の公募予定はありますか。</p>	<p>町田市では、計画に基づいて認可保育所等の整備を行っています。現時点では公募予定はございません。</p>